

議案第 2 号

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 月 6 日提出

我孫子市長 星野 順一郎

提案理由

マイナンバーカードの健康保険証利用が開始され、券面の記載から医療保険各法等の資格情報が確認できなくなることを踏まえ、マイナンバーを使用した情報連携による資格情報の確認を可能とすること及びマイナンバー法の一部改正に伴い、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前				
(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う <u>特定個人番号利用事務</u> とする。	(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> とする。				
2 略	2 略				
3 市長又は教育委員会は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限度で <u>利用特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該 <u>利用特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	3 市長又は教育委員会は、 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な限度で <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該 <u>特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。				
4 略	4 略				
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）				
<table border="1"><tr><td>機関</td><td>事務</td></tr></table>	機関	事務	<table border="1"><tr><td>機関</td><td>事務</td></tr></table>	機関	事務
機関	事務				
機関	事務				

1 の 項か ら 3 の項 まで 略	略
4 市長	我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第52号）による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 の 項及 び 2 の項 略	略	略
3 市長	生活保護法 (昭和25年法 律第144号)に よる保護の決 定及び実施、 就労自立給付 金の支給、保 護に要する費 用の返還又は 徴収金の徴収	地方税法（昭 和25年法律第 226号）その他 の地方税に関 する法律に基 づく条例の規 定により算定 した税額又は その算定の基 礎となる事項

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 の 項及 び 2 の項 略	略	略
3 市長	生活保護法 (昭和25年法 律第144号)に よる保護の決 定及び実施、 就労自立給付 金の支給、保 護に要する費 用の返還又は 徴収金の徴収	地方税関係情 報であって規 則で定めるも の

		に関する事務 であって規則 で定めるもの	に関する情報 (以下「地方 税関係情報」) という。) で あって規則で 定めるもの 外国人保護関 係情報であつ て規則で定め るもの		
4 市長	地方税法その 他の地方税に 関する法律及 びこれらの法 律に基づく条 例による地方 税の賦課徴収 に関する事務 であって規則 で定めるもの	生活保護法に による保護の実 施又は就労自 立給付金若し くは進学準備 給付金の支給 に関する情報 (以下「生活 保 護 関 係 情 報」という。) であって規則 で定めるもの 中国残留邦人 等支援給付等 の支給に関す る情報 (以下 「中国残留邦 人等支援給付 等関係情報」)	に関する事務 であって規則 で定めるもの	外国人保護関 係情報であつ て規則で定め るもの	

		という。) であって規則で定めるもの			
		外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの			外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
5 市長	略	略	5 市長	略	略
6 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるものの節から我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であつて規則で定めるものの節まで 略	6 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるものの節から我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であつて規則で定めるものの節まで 略	生活保護関係情報であつて規則で定めるものの節から我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であつて規則で定めるものの節まで 略
		我孫子市子ども医療費の助			我孫子市子ども医療費の助

	成に関する規則による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であつて規則で定めるもの		成に関する規則による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
	我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度障害者医療費支給関係情報」という。）であつて規則で定めるもの		
7 の 項及 び 8 の項 略	略	略	7 の 項及 び 8 の項 略
9 市長	高齢者の医療の確保に関する情報であつて	生活保護関係	高齢者の医療の確保に関する情報であつて

	<p>る法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>の</p>	<p>規則で定めるものの節及び中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるものの節略</p> <p>外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>重度障害者医療費支給関係情報であつて規則で定めるもの</p>		<p>る法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>の</p>	<p>規則で定めるものの節及び中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるものの節略</p> <p>外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
10 市長	<p>中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	略		<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配</p>	略

			<u>偶者支援金</u> の 支給に関する 事務であって 規則で定める もの	
11の 項及 び12 の項 略	略	略	11の 項及 び12 の項 略	略
13 市長	子ども・子育 て支援法（平 成24年法律第 65号）による 子どものため の教育・保育 給付若しくは 子育てのため の施設等利用 給付の支給又 は地域子ども・ 子育て支 援事業の実施 に関する事務 であって規則 で定めるもの	<u>児童扶養手当</u> <u>法（昭和36年</u> <u>法律第238号）</u> <u>による児童扶</u> <u>養手当の支給</u> <u>に関する情報</u> <u>（以下「児童</u> <u>扶養手当関係</u> <u>情報」とい</u> <u>う。）であつ</u> <u>て規則で定め</u> <u>るもの</u> <u>児童手当法</u> <u>（昭和46年法</u> <u>律第73号）に</u> <u>による児童手当</u> <u>又は特例給付</u> <u>の支給に関す</u> <u>る情報（以下</u>	13 市長	<u>児童扶養手当</u> <u>関係情報</u> であ って規則で定 めるもの <u>児童手当関係</u> <u>情報</u> であって あって規則規則で定める で定めるもの もの

		<p>「児童手当関係情報」という。) であつて規則で定めるもの</p> <p>外国人保護関係情報であつて規則で定めるものの節から子ども医療費助成関係情報であつて規則で定めるものの節まで略</p>		
14 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	<p>健 康 保 險 法 (大正11年法律第70号)、 船 員 保 險 法 (昭和14年法律第73号)、 私 立 学 校 教 職 員 共 濟 法 (昭和28年法律第245号)、 公 務 員 共 濟 組 合 法 (昭和33年法律第128号)、 國 民 健</p>	14 市長	<p>医 療 保 險 紹 付 關 係 情 報であつて規則で定めるもの</p>

	<p>康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p>		
	<p>労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>		<p>労働者災害補償関係情報であつて規則で定めるもの</p>
	<p>雇用保険法（昭和49年法律第116号）に</p>		<p>失業等給付関係情報であつて規則で定め</p>

	<u>よる給付の支 給に関する情 報</u> であって規 則で定めるも の		るもの
	<u>職業訓練の実 施等による特 定求職者の就 職の支援に関 する法律（平 成23年法律第 47号）による 職業訓練受講 給付金の支給 に関する情報</u> であって規則 で定めるもの		<u>職業訓練受講 給付金関係情 報</u> であって規 則で定めるも の
	児童福祉法に よる小児慢性 特定疾病医療 費の支給、療 育の給付又は 障害児入所給 付費の支給に 関する情報で あって規則で 定めるものの 節及び母子及 び父子並びに		児童福祉法に よる小児慢性 特定疾病医療 費の支給、療 育の給付又は 障害児入所給 付費の支給に 関する情報で あって規則で 定めるものの 節及び母子及 び父子並びに

	<p>寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるものの節 略</p> <p><u>障害者の日常</u></p> <p><u>生活及び社会</u></p> <p><u>生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</u>（以下「<u>障害者自立支援給付関係情報</u>」という。）であつて規則で定めるもの</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関</p>		<p>寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるものの節 略</p> <p><u>障害者自立支援給付関係情報</u>であつて規則で定めるもの</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関</p>
--	---	--	--

	<p>する情報であ って規則で定 めるものの節 から児童手当 関係情報であ って規則で定 めるものの節 まで 略</p> <p><u>介護保険法に</u> <u>よる保険給付</u> <u>の支給、地域</u> <u>支援事業の実</u> <u>施又は保険料</u> <u>の徴収に関す</u> <u>る情報</u>であつ て規則で定め るもの</p> <p><u>国民年金法</u> <u>(昭和34年法</u> <u>律第141号)、</u> <u>私立学校教職</u> <u>員共済法、厚</u> <u>生年金保険法</u> <u>(昭和29年法</u> <u>律第115号)、</u> <u>国家公務員共</u> <u>済組合法又は</u> <u>地方公務員等</u> <u>共済組合法に</u></p>		<p>する情報であ って規則で定 めるものの節 から児童手当 関係情報であ って規則で定 めるものの節 まで 略</p> <p><u>介護保険給付</u> <u>等関係情報</u>で あって規則で 定めるもの</p> <p><u>年金給付関係</u> <u>情報</u>であつて 規則で定める もの</p>
--	--	--	---

<p>よる年金であ る給付の支給 又は保険料の 徴収に関する 情報であって 規則で定める もの</p> <p>特定障害者に 対する特別障 害給付金の支 給に関する法 律（平成16年 法律第166号） による特別障 害給付金の支 給に関する情 報であって規 則で定めるも のの節から学 校保健安全法 (昭和33年法 律第56号)に による医療に要 する費用につ いての援助に 関する情報で あって規則で 定めるものの 節まで 略</p>		<p>特定障害者に 対する特別障 害給付金の支 給に関する法 律（平成16年 法律第166号） による特別障 害給付金の支 給に関する情 報であって規 則で定めるも のの節から学 校保健安全法 (昭和33年法 律第56号)に による医療に要 する費用につ いての援助に 関する情報で あって規則で 定めるものの 節まで 略</p>	

	<p><u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報</u>(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p><u>地方公務員災害補償法</u>(昭和42年法律第121号)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの</p>		<p><u>特別児童扶養手当関係情報</u>であつて規則で定めるもの</p> <p><u>地方公務員災害補償関係情報</u>であつて規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの</p>		
15	児童扶養手当	略	15	児童扶養手当	略

	市長 法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの		市長 法 (昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
16 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	略	16 市長 児童手当法 (昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	略
17 市長	我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	<u>身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法 (昭和</u>	17 市長 我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	<u>障害者関係情報であつて規則で定めるもの</u>

35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの	住民票関係情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるものの節から児童扶養手当関係情報であ
地方税関係情報であつて規則で定めるもの	住民票関係情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるものの節から児童扶養手当関係情報であ	
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるものの節から児童扶養手当関係情報であ		

	って規則で定めるものの節まで 略		って規則で定めるものの節まで 略
	児童扶養手当法第3条第2項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの		児童扶養手当法第3条第2項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
	養育医療関係情報であつて規則で定めるもの		
	児童手当関係情報であつて規則で定めるものの節から外国人保護関係情報であつて規則で定めるものの節まで 略		児童手当関係情報であつて規則で定めるものの節から外国人保護関係情報であつて規則で定めるものの節まで 略
	子ども医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの		子ども医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの
	重度障害者医		

		療費支給関係 情報であって 規則で定める もの			
18 市長	我孫子市子ど も医療費の助 成に関する規 則による医療 費の助成に關 する事務であ って規則で定 めるもの	生活保護関係 情報であって 規則で定める ものの節から 外国人保護関 係情報であつ て規則で定め るものの節ま で 略	18 市長	我孫子市子ど も医療費の助 成に関する規 則による医療 費の助成に關 する事務であ って規則で定 めるもの	生活保護関係 情報であって 規則で定める ものの節から 外国人保護関 係情報であつ て規則で定め るものの節ま で 略
19 市長	母子保健法に よる養育医療 の給付若しくは 養育医療に 要する費用の 支給又は費用	外国人保護関 係情報であつ て規則で定め るものの ひとり親家庭 等医療費助成 関係情報であつ て規則で定め るもの			ひとり親家庭 等医療費助成 関係情報であつ て規則で定め るもの

		の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	関係情報である事務であつて規則で定めるもの	
		の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	子ども医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの	
20 市長	我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例による 障害者医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの 児童福祉法による障害児入所支援に関する情報であつて規則で定めるもの 障害者関係情報であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの		

	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
	ひとり親家庭等医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの
	子ども医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。